

実施要領

(1) 手続案件

市街化調整区域における産業系土地利用に関する基本方針の策定

(2) 意見の提出先

石狩市役所建設部建設総務課

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

電話：0133-72-3162 / ファックス：0133-75-2274

Eメール：ks-soum@city.ishikari.hokkaido.jp

(3) 意見の提出方法

氏名、住所及び連絡先を明記した上で、文書持参、郵送、ファックス、Eメール、音声ファイル又は録音テープのいずれかにより提出してください。

(4) 意見募集期間

令和7年11月7日（金）から12月8日（月）までの1か月間

(5) 意見提出者の範囲

年齢・性別・居住地などの制限はなく、どなたでも提出できます。

(6) 意見の検討結果の公表

令和7年12月中旬に公表予定

(7) 市の案の概要

石狩湾新港地域の産業用地不足に対処するため、同地域に接続する主要幹線道路沿線の市街化調整区域について、市街化を抑制する区域であるという理念や性格を変えない範囲で、自然環境や営農環境の維持・保全を図りながら、産業立地を可能とし、社会情勢の急激な変化への対応や産業用地不足という課題を解決し、持続可能なまちづくりを進めるため、「市街化調整区域における産業系土地利用に関する基本方針」を策定します。

(8) 市の原案

（別紙）「市街化調整区域における産業系土地利用に関する基本方針」のとり